錯誤における「要素」の意味

西 台 満

The Meaning of "Essential Elements" in the Mistake

Michiru NISHIDAI

void. 95 of Civil Law says that if a person expressed his will under a false impression of an essential element of his legal act, the expression would be

I insist in this paper that the misunderstanding which causes the invalidity of a legal act should rarely be admitted

not, you can not enter into a contract feeling at ease. Because you can not see in appearance if the other party is mistaken or not

第三章 要素の意味 第一章

序論

錯誤の定義

第四章

表意者に重大なる過失ありたるときは、表意者自ら其無効を主張することを得ず」と 民法九五条は「意思表示は、法律行為の要素に錯誤ありたるときは、無効とす。但、

とに「重大なる過失」があることを立証すれば、たとえ要素性が肯定されたとしても、 らない。この要素性は、表意者が無効を主張するためには必ず立証しなければならな を有効なものとして維持したい相手方に与えられた武器で、表意者が錯誤に陥ったこ い要件で、積極的要件と呼ぶことができよう。これに対し、後段の但書は、法律行為 錯誤があると言うだけではだめで、「法律行為の要素」に関して錯誤がなければな

> のないこと」が、意思表示を無効化するために必要な条件である。この要件は自ら立 当該法律行為の無効化を阻止できる。従って、表意者の側から言えば、「重大な過失 証する必要がないので消極的要件と呼ぶことができる。

頼した相手方やそれに対し利害関係を有するに至った者は、その法的拘束力の否認に その意思表示の法的拘束力を否認することを欲する場合が多いが、その意思表示を信 をしていたということを、後になって発見した場合(錯誤)には、それを理由として る過程もしくは意思表示そのものの過程において、事実と一致しない認識ないし判断 部分の錯誤でないと無効が認められないのか。「意思表示をした者が、 意思表示に至 よってその期待を裏ぎられ、不測の損害をこうむる」ことにもなりかねないからであ 先ず、「要素」とは何か。通説によれば、それは「重要部分を意味する」。なぜ重要

ることになる。従って、法律行為の根幹部分に関する思い違いに限定する必要がある わけである。民法は第一条二項で「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い、誠実 ことにされたのでは、人々は安心して経済取引をすることができず、生活が脅かされ ほんの些細なことで思い違いがあったからと言って、最初からすべて何もなかった

「要素」要件は、まさにその具体的現れに他ならない。に之を為すことを要す」と、所謂「信義誠実の原則」を謳っているが、錯誤における

大量かつ迅速な商取引を扱う商法においては、この要請は一層切実である。「取引大量かつ迅速な商取引を扱う商法においては、この要請は一層切実である。「取引の安全を確保するゆえんである。ドイツの学者のいわゆる外観法理および英米法ない。かような場合には、外観に優位を認めてそれに対する信頼を保護することが、取引の安全を確保するゆえんである。ドイツの学者のいわゆる外観法理および英米法なける表示による禁反言の法理は、この趣旨に出たものである。わが商法においては、この要請は一層切実である。「取引大量かつ迅速な商取引を扱う商法においては、この要請は一層切実である。「取引大量かつ迅速な商取引を扱う商法においては、この要請は一層切実である。「取引

素の錯誤が成立しうる」。

素の錯誤が成立しうる」。

ないない。そこで、もう少し具体的な答を求めると、「通常人を基準として、当該のれの法律行為につき諸事情との関連で判定されるべき」と言うが、これでは答になっては、重要な部分とそうでない部分を、どのように区別するのか。通説は「それぞ

妥当性をもつと言うべきである。

れる。そうする権利を保障するのが「契約自由の原則」である。しても損害は最小限に、できればゼロにしたい、と考えるのが人情であるように思わ分納得した上で法律行為に及びたいのではなかろうか。たとえ自分のミスであったとしかし翻って考えてみると、通常人と雖も、事実を正確に認識した上で、つまり十

実際はそうでないが如くである。られる「詐欺」の場合、本人は自分の意思で自由に締結したと思っていたとしても、られる「詐欺」の場合、本人は自分の意思で自由に締結したと思っていたとしても、るためには、正確な事実認識が前提条件である。例えば、相手から虚偽の情報を与え規律することができる」のであり、「自己の意思に基づいて自由に契約を締結して私法関係を「個人は社会生活において自己の意思に基づいて自由に契約を締結して私法関係を

害者側の生命・健康(人格権)との衝突に類似する。と信義則の衝突の場面であって、公害における企業活動の自由(過失責任主義)と被まうのであるから、どこまで我慢しなければならないか、の問題である。契約の自由を期待しているにも拘わらず、表意者側の一方的な事情(錯誤)で白紙に戻されてし律行為の相手方の地位に置くべきである。相手方としては表示通りの法律効果の発生律である、通常人を基準に考えるにしても、「表意者の地位に置く」のではなく、法

公害における受忍限度論とは、侵害の違法性の有無を、「社会生活上受忍すべきだ

問うべきである。従って、受忍限度論は公害だけに関係する理論ではない。普遍的な意者の意思の自由のために、社会生活上どの程度の損害まで受忍すべきであろうかを書者側の特殊事情」が入ってきて、企業に不測の損害をもたらすことになるからである。 出言を表現の特殊事情」が入ってきて、企業に不測の損害をもたらすことになるからである。

は受忍限度ということになるであろう。 無能力(未成年・禁治産・準禁治産)は戸籍上明らかにされるので、その程度の不便無能力(未成年・禁治産・準禁治産)は戸籍上明らかにされるので、その程度の不めが、幼児とか泥酔者とか意思無能力は注意すれば外見的に判断できるのであり、行為者の財産保護のために設けられている。相手方としては不測の損害を被ることもあるて取消すことができる。この無能力者制度は、もちろん意思形成の不可能又は未熟なは受忍限度ということになるであろう。

— 14 —

般的秩序または道徳観念に違反するものであれば、その法律行為は無効である」。 に違反している場合が無効だし、「個々の強行法規に違反しなくとも、その社会の一時にさかのぼって効力を否認するものである。また、取消の方は、取消権者から取消時にさかのぼって効力を否認するものである。また、取消の方は、取消権者から取消時にさかのぼって効力を否認するものである。また、取消の方は、取消権者から取消の意思表示があれば、法律行為の成立法律行為の効力をいったんは認め、のちに取消の意思表示があれば、法律行為の成立に違反している場合が無効と取消は、結果的には法律行為の効力を否定する点で共強いと言える。即ち、「無効と取消は、結果的には法律行為の効力を否定する点で共強いと言える。即ち、「無効と取消は、結果的には法律行為の効力を否定する点で共強いと言える。即ち、「無効と取消は、結果的には法律行為の効力を否定する点で共強い秩序または道徳観念に違反するものであれば、その法律行為は無効である」。

害するだけでなく、社会の法律関係の安定を害する」。上げられた後においても、なおこれを主張しうるとすることは、ただに取引の安全を放置しても補正されることなく、実際上その行為を基礎として多くの法律関係が築きい。そういう強い否認であるから、不都合なことも生じてくる。「無効は、何時まで

う、と思われるからである。 う、と思われるからである。 「意思表示そのものではなく、意思を形成する過程としての動機もしくは縁由 ある。「意思表示そのものではなく、意思を形成する過程としての動機もしくは縁由 がって、錯誤による無効は安易にこれを認めるべきでない、というのが私の立場で がって、錯誤による無効は安易にこれを認めるべきでない、というのが私の立場で

ならないものかを、次に検討したい。近時有力になりつつある。果たして、動機の錯誤の場合まで表意者を保護しなければから外すことは、立法の趣旨に反する」との反対説(以後、これを動機説と呼ぶ)が、から外すことは、立法の趣旨に反する」との反対説(以後、これを動機説と呼ぶ)が、うる。しかも、錯誤を生ずる多くの場合は動機の錯誤の場合であり、この場合を錯誤しかし、「動機を意思と区別すべきではなく、動機の錯誤も意思表示の錯誤となりしかし、「動機を意思と区別すべきではなく、動機の錯誤も意思表示の錯誤となり

È

- 一九八七)[以後、双書と略す]一五五頁。(1) 川井健、民法(一)総則第三版(遠藤・川井・原島・広中・水本・山本編、有斐閣双書、
- 四頁。(2) 川島武宜、民法総則(法律学全集一七、有斐閣、一九六五)[以後、川島と略す] 二八(2) 川島武宜、民法総則(法律学全集一七、有斐閣、一九六五)[以後、川島と略す] 二八
- (3) 大隅健一郎、商法総則[新版](法律学全集二七、有斐閣、一九七八)五九─六○頁。
- (4) 川井、双書一五六頁。
- (5) 大判大三年一二月一五日─民録二○輯一一○一頁(原文漢字片仮名、読点なし)。
- 「契約自由の原則」)。(6) 新法律学辞典(第三版)(竹内・松尾・塩野編、有斐閣、一九八九)三四五頁(項目は
- 一三―四頁。(7) 伊藤進、民法(七)事務管理・不当利得・不法行為第三版(有斐閣双書、一九八七)二(7)
- (8) 新田孝二、双書二〇六頁
- (9) 我妻栄、新訂民法総則(民法講義I)(岩波書店、一九六五)[以後、我妻と略す]二七

- 真。
- (10) 我妻、三八六頁。
- (11) 川井、双書一五六頁。
- (12) 川井、双書一五七頁。

第二章 錯誤の定義

意思と表示の無意識的不一致である。この定義の長所は、ことを表意者自身が知らない…点で心裡留保及び虚偽表示と異なる」。簡潔に言えば、意思)と真意(内心的効果意思)とが一致しない意思表示であって、その一致しないき思)と真意(内心的効果意思)とが一致しない意思表示であって、その一致しないそもそも錯誤とは何なのか。「錯誤とは、表示から推断される意思(表示上の効果

- 解するのを可能にする。一一の一句では、「「「「」」の主のを、統一的に理一」、「「」の主のを、統一的に理
- 心の意思が欠けている場合、と規定しているのと符合する。[□]民法一○一条が、前三者を一括して「意思の欠缺」、つまり表示に対応する内

の金)である。錯誤にだけ異質なものが混入してくる結果になる。の表示と内心との間に齟齬はない。一致しないのは事実(質の悪い金)と意思(上等ろ、後でもっと質の悪い金であることが判明した場合、「この金塊を何円で買う」とると、前記の定義が成り立たなくなる。例えば、純度九九%の金と思って買ったとここれに対し、動機の錯誤も九五条に所謂「錯誤」に入り得るとする「動機説」を採

示に現れ出ない動機まで保護するのは不当であることがわかる。 保護に値する信頼がないので、その場合だけ無効とする。このことからも、表ある。そして相手方に表意者の真意がわかっていたか、わかるはずの場合は、ある。そして相手方に表意者の真意がわかっていたか、わかるはずの場合は、らしまえてそういう表示をした者に責任を負わせ、相手方の信頼を保護するので三、民法九三条が定める心裡留保は、意思と表示の意識的不一致であるが、この場

九九%の金という表示で契約し、それ以下の純度の金を引き渡された時は、錯誤ではと、九九%の金が欲しいという意思との間に、食い違いがないからである。しかも、かし、これでもなお私は錯誤の問題にはならない、と考える。九九%の金という表示かし、これでもなお私は錯誤の問題にはならない、と考える。九九%の金という表示がし、これでもなお私は錯誤の問題にはならない、と考える。としている」。先の例動機が意思表示の内容となって意思表示の錯誤が成立しうる、としている」。先の例判例も、動機の錯誤を無効原因として認めない。「ただ動機が表示された場合には、判例も、動機の錯誤を無効原因として認めない。「ただ動機が表示された場合には、

に該当すると解するべきである」。

に該当すると解するべきである」。

に該当すると解するべきである」。

に該当すると解するべきである」。

に該当すると解するべきである。

に該当すると解するべきである。

に該当すると解するべきである。

に該当すると解するべきである。

に該当すると解するべきである。

に該当すると解するべきである。

に該当すると解するべきである。

に該当すると解するべきである。

に該当すると解するべきである。

に該当すると解するべきである」。

「要素に錯誤」があるのでなければならない―を知らなかったり誤解したりしている重要」で、無効にすべき類型である、とは到底言えない。単なる「錯誤」では足りずまで相手方にはわからないことが多く、「寝耳に水」のような無効主張に、納得がい躍であろう。なぜこういうケースが最も多いかと言えば、やはり表意者の内心の動機換言すると表示内容の性質に思い違いがあれば契約は無効と主張するのは、論理の飛ぬことは認めてよい。しかしだからと言って、動機を「法律行為の要素」と解すべき、ることは認めてよい。しかしだからと言って、動機を「法律行為の要素」と解すべき、確かに、こういう事例が錯誤として争われる通常の、最も裁判例の多いケースであ

ない。故に、九四条は「無効」と定める。無効という強烈な法律効果は、まさ欠缺を知っている場合は、無効とされても何ら期待を裏切られるということがのは表意者だけだが、虚偽表示では更に相手方も知っている。相手方が意思のかがポイントになっている。心裡留保では、表示と意思の不一致を知っている民法九四条の虚偽表示の規定を見ても、相手方が表意者の真意を知ってるか否

人が多い、ということの証拠にはなるであろうが。

四

から効果は生じないという意味の無効に、全く調和するのである。で、そのことは当事者双方にわかっているから、いくら締結したところで最初序良俗違反を挙げた。例えば、売春契約は売春防止法にも道徳にも反する行為にこういう場面に似つかわしいのである。第一章末に無効の典型例として、公

であるのに、表意者が「ドルと同じだと思った」と錯誤を主張したとする。確かに思れてある。第一章で「通常人標準」について述べたが、相手方は通常人が理解するでとで解釈の違いがないかどうかを確かめないかぎり、意思表示の効果を信頼し得ない」のが、という問題がある。第一章で「通常人標準」について述べたが、相手方は通常人が理解するであろう意味で表示内容を理解しておれば保護されるのである。事細かに表意者の錯誤がある。第一章で「通常人標準」について述べたが、相手方は通常人が理解するであるのではないから、動機と表示の不一致は錯誤ではない。 動のではないから、動機と表示の不一致は錯誤ではない。 第二次の時にある。確かに思されるかどうかで決まる、と言って良い。動機は意思を生み出す原因であり、意思そのあるのに、表意者が「ドルと同じだと思った」と錯誤を主張したとする。確かに思さいかどうかで決まる、と言って良い。動機は意思を生み出す原因であり、意思そのあるのに、表意者が「ドルと同じだと思った」と錯誤を主張したとする。確かに思いないがある。

動機になっている。

○ドルだから安い。よし、買おう」と決心したわけだが、その際、錯誤(£=\$)がれ、無効をもたらさない。先程の例で言えば、「この商品が一○○ポンドなら、一○見なされる。表意者が特殊な解釈をして錯誤を主張する時、その意味は動機と見なさ特殊事情である。他方、表示から通常推断される意味は、当事者双方に認識があると繰り返せば、動機とは、相手方が知らなかったであろうと思われる表意者の内心の繰り返せば、動機とは、相手方が知らなかったであろうと思われる表意者の内心の

だから、無効にはならない。

い違いはある(f=\$ではない)が、ともかくポンド単位で取引する意思はあったの

るためには、重要事項として契約書に記載されていることが必要であろう。記載がなが破談になってしまった、というような場合である。このような特殊事情が要素とな後者の例としては、娘の婚礼費用に充てるつもりで土地を処分したのに、その後婚儀あれ、関係ない。前者の例としては、真鍮のやかんを金のやかんと思い違いした場合、の内容に属する事項に関する錯誤」であれ、「内容に属さない事項に関する錯誤」で相手方の不知が推定される表意者側の特殊事情は、すべて動機である。「効果意思

ければ、当事者間に「重要」との共通認識はなかった、と解するべきである。

Ė

- (13) 我妻、二九五頁。
- (4) 川井、双書一五六頁。
- (15) 川島、二八六―七頁。
- (16) 川島、二八九頁。
- (17) 川島、二八八頁。

『三章 要素の意味

い違い、つまり表示と意思の不一致に他ならない。思は主観的要素である。従って、「要素の錯誤」とは、客観的要素と主観的要素の食色要素に対応しているわけである。表示は、いわば法律行為の客観的要素であり、意力五条に言う「法律行為」は、表示と意思の二つの要素から成るから、錯誤の種類も意思表示の錯誤は、大きく分けて「表示の錯誤」と「内容の錯誤」の二種類がある。

機の錯誤」は、「意思表示後に、効果意思を喪失した場合」である。思を欠いていた場合」であるのに対し、それ以外つまり「内容の錯誤」あるいは「動は、「表示の錯誤」だけだと解する。「表示の錯誤」は、「意思表示の時、 既に効果意私はこのような不一致、換言すると無効という法律効果をもたらす「 意思の欠缺」

一]表示の時点で効果意思を欠く場合

であることは当事者双方十分承知の上であるから、一千円と書かれた契約書が円と記載すべきところ、間違って一千円と書いてしまった場合で、代金一千万九五条が意図するのはこの場合、即ち「表示の錯誤」である。例えば、一千万

無効とされても、相手方は何ら痛痒を感じない。

[二]表示後に、意思を無くした場合

法律状態に関する錯誤が挙げられる。撤回するのが「内容の錯誤」である。内容の錯誤の種類としては、人・目的・意思表示をしてしまってから、認識と事実との食い違いに気づき、効果意思を

認むべきである」との理由で、売買を無効にした。

「い」人についての錯誤・・・「売買に無効にした。最高裁は「買主が国であるかととがわかったため、乙は錯誤による無効を主張した。最高裁は「買主が国であるかあきらめて買収に応じた。ところが、戦後になり買主は国ではなく、財団法人であるあきらめて買収に応じた。ところが、戦後になり買主は国ではなく、財団法人であるの錯誤とならない」。例外として、戦争中に甲が乙所有の保安林・防風林を買受けたの錯誤とならない」。例外として、戦争中に甲が乙所有の保安林・防風林を買受けたの錯誤とならない」。例外として、戦争中に甲が乙所有の保安林・防風林を買受けたの錯誤とならない。

でないか」という曖昧な基準になる点も指摘しておかなければならない。をって論ずべきケースであったと思われる。なお、錯誤を適用すると、「重要か重要とを認定していることから考えると、九五条の錯誤ではなく、九六条の「強迫」を校が交渉の任に当たったこと、第一審が「買収を拒んだものの買収側が強硬であった」校が交渉の任に当たったこと、第一審が「買収を拒んだものの買収側が強硬であった」しかし、本件では契約書にも登記簿にも買主は一貫して財団法人と明記されていたしかし、本件では契約書にも登記簿にも買主は一貫して財団法人と明記されていた

は要素の錯誤による無効、と結論は正反対に分かれた。いに気づき、Bに対して契約の無効と手付けの返還を求めた。一審では有効、二審で間で乙地の売買契約を結び、手付けを打ったという事例がある。後になってXは間違てBに譲渡を申入れ、BはXがB所有の乙地を買いたがっているものと思い込みXB(②)目的物についての錯誤・・・例えば、XがA所有の甲地を買うつもりで、間違っ

地番が違うというのではなくて、地名が異なっていたのであるから、買主には「重大で確かめるというごく基本的な手順を省いたことが、誤解の生じた原因である。単には無いと判断したのであるが、どれだけ偶然が重なろうと、決定的なのは、登記簿上は無いと判断したのであるが、どれだけ偶然が重なろうと、決定的なのは、登記簿上のれないような偶然が重なったことを重視して、二審は又が間違ったことに重過失い。と同様には、と言いない。

類・対象等からみて、注意義務を欠く程度がいちじるしいこと」である。言すれば「通常の過失(軽過失)と区別される(もので)、表意者の職業・行為の種ここで、錯誤成立の消極的要件である「重大なる過失」、略して重過失について一なる過失」があり、自ら無効を主張することは許されない、と解すべきである。

配することから考えて軽過失である。えば、距離的に近い同姓の家を間違って訪問するというのが、郵便局ですら時折は誤るのに対して、全く予想できない類のものが重過失であると言えよう。この事例で言相手側から定義すれば、経験則によってある程度予想できる思い違いが軽過失であ

であったということができ」る、との理由で無効を認める。であったということができ」る、との理由で無効を認める。作としての値段で取引された場合は、「真作であると信じたことは売買の動機ではあことは殆どないことから、所謂「動機の錯誤」の典型とされるのであるが、判例は真別の重過失の例としては、絵画の売買がある。真作か贋作かは契約書に表示される別の重過失の例としては、絵画の売買がある。真作か贋作かは契約書に表示される

れる事項を記載する。が実状である。そして、後日紛争が生じないように、当事者双方にとって重要と思わど金額の大きい取引では、あたかも成立要件であるかのように契約書が作成されるの紛争が発生した場合に「言った」「言わない」の水掛け論になるから、特に不動産な書面の作成が契約の成立要件でないことは言うまでもないが、口約束の場合は後日

する)と言うべきである。真贋は、動機ではなく、法律行為の内容(目的物の性状に関め、○○筆に買主の真作条件を読む。模作者が描いたのなら(模作者名)筆にならねされないはずはない、と私は考える。従って、例えば「○○筆・風景・額縁付一○号」されないはずはない、と私は考える。従って、例えば「○○筆・風景・額縁付一○号」

五四三)損害賠償を請求することになる(民五四五条三項)。を問うことができる。真作と交換することができないのであれば、契約を解除し(民合でも、契約で真作であることが表示されているのであるから、「債務不履行」責任商なら、故意が推定され、立証は容易と思われる。仮に売主の故意が立証できない場なお、詐欺で契約を取消すためには、売主の故意を立証する必要がある。売主が画

会員権、を見てみよう。「錯誤」を用いるまでもない。目的物が一定のサービスである権利―例えばゴルフ場場合、債務不履行で相手方の責任を追及できるのであるから、強いて基準の曖昧な「結局、特定物の売買で、目的物の性状に契約時の予想と異なる点があれば、殆どの「

Aは、ゴルフ場開発会社Bと個人正会員契約を結んだが、オープン予定年月から一年半たってもオープンしないため、債務不履行(履行遅滞)を理由に契約を解除した。 「遅滞に陥ったのか、非常に判断に苦しむところである。しかし、判例は、判決時まが関連に陥ったのか、非常に判断に苦しむところである。しかし、判例は、判決時まで遅滞に陥ったのか、非常に判断に苦しむところである。しかし、判例は、判決時まで、所述の返還を命じた。結論の当否はさておいても、債務不履行で開発とも言うべき法規制をクリガルフ場の建設には莫大な資金と用地買収手続、更に無数とも言うべき法規制をクリガルフ場の建設には莫大な資金と用地買収手続、更に無数とも言うべき法規制をクリガルフ場の建設には対していない(結局、三年以上)のは社会通年を超える等の理由に契約を解除した。 「経済、関係では、ゴルフ場開発会社Bと個人正会員契約を結んだが、オープン予定年月から一年半たってもオープンしないため、債務不履行(履行遅滞)を理由に契約を解除した。

の前提で契約したのであるから「要素に錯誤」があり、しかも、学校予定地か否かはが準備に要した費用の賠償を求めたのに対し、注文者は、建築の許可が下りるものと負契約を締結し、その準備を急がせたところ、その土地は農地で且つ学校予定地となっ負契約を締結し、その準備を急がせたところ、その土地は農地で且つ学校予定地となっ規についての錯誤も「内容の錯誤」であるから、九五条の問題ではないと解する。

別、法律状態についての錯誤・・・目的物そのものではなく、それに適用される法

書面上に表示することを求めるのは非現実的であろう。した。しかし、法的許可は当事者双方にとって当然の前提で、そういう事項を敢えてが窺い得ないから、それは「単に契約の動機にとどまる」との紋切り型で錯誤を否定 最高裁は、「契約に当たり…建築確認を受け得ることを特に契約の内容とした趣旨」

般人に知らされていなかったのであるから重過失はない、と主張した。

者の争いと捉えれば済むケースである。の解除と、その遅滞は自己の「責に帰すべき事由に因」るのではないと主張する債権の解除と、その遅滞は自己の「責に帰すべき事由に因」るのではないと主張する債務者側から思を放棄したに過ぎない。本件もまた、債権者の受領遅滞を理由とする債務者側からを建築」との一致した効果意思を有していたからである。注文者が後になってその意料は、通常人標準により、そういうことは表示してなくても契約の内容を成す、と私は、通常人標準により、そういうことは表示してなくても契約の内容を成す、と

土地を売らなかったであろうから、錯誤で無効であると反訴した。 大地を売らなかったであろうから、錯誤で無効であると反訴した。 大地を売らなかったであろうから、錯誤で無効であると反訴した。

反訴を退けた。 反訴を退けた。 反訴を退けた。 を所として使用することは建築基準法上の用途違反になることは熟知し物を店舗・事務所として使用することは建築基準法上の用途違反になることは熟知しま判所は、Bは本件建物の周辺に多数の土地・ビルを所有する企業であり、本件建

判示されたわけである。 判示されたわけである。 判示されたわけである。 判示されたわけである。 が真の争点なのであり、賃借人こそがこのような事態を招いた張本人とたらす「錯誤」とは調和しない、ということなのである。動機の錯誤も含めてすべての「内容の錯誤」は、意思の欠缺と言うより瑕疵ある意思表示の方に属する。本件も、の「内容の錯誤」は、意思の欠缺と言うより瑕疵ある意思表示の方に属する。本件も、たらす「錯誤」とは調和しない、ということなのである。動機の錯誤も含めてすべてのがというのではなく、一方が後になっやはり、両当事者の合意に反する表示がなされたというのではなく、一方が後になっ

註

(18) 川井、注釈民法(三)(川島編、有斐閣、一九七三)[以後、注釈(三)と略す]二〇三

- (19) 最判昭二九年二月一二日—民集八巻二号四六五頁。
- り救済したとみられ」る。川井、注釈(三)二〇四頁。(2)「この判決は、実質的には軍の威圧の下に半強制的に行なわれた売買を錯誤の法理によ
- (21) 川井、注釈 (三) 二〇〇頁。
- (22) 最判昭四五年三月二六日―民集二四巻三号一五一頁が是認した一審福岡地裁判決。
- 六年九月二六日―判夕八八三号(一九九五年一〇月)一九九頁。 で社会通年に反する著しい遅延とは言えない、との理由で請求が棄却された。東高判平二年半を理由に錯誤無効・債務不履行を訴えた事例では、ある程度の遅れは予期すべき(3) 東地判平七年一二月七日―判夕九二二号(一九九七年一月)二三九頁。オープンの遅れ
- 最判昭三四年五月一四日—民集一三巻五号五八四、五八六—七頁
- 東地判平七年一二月二六日―判タ九二八号(一九九七年三月)一六六頁。

 $\widehat{25}$ $\widehat{24}$

第四章 結論

と明確化しなければならない。準では漠然とし過ぎており、無効という強烈な効果が結び付くことを考えると、もっ準では漠然とし過ぎており、無効という強烈な効果が結び付くことを考えると、もっいずれにしても、法律行為の重要な要素に思い違いがあったのかどうか、という基

川井は、先ず契約を、等価的財産取引行為と非等価的財産取引行為に分類し、

前者

者に重大な過失があれば、全く等価性に欠ける取引であっても有効とされるのであるたのではないから要素の錯誤ではない、とされた判例がある。そして何よりも、表意鑑識眼を信じて特定の絵を選択して買った場合、それは真作であることを条件に買っその他の特殊性により、要素の錯誤が否定されるべき場合がある」。例えば、自己のは、逆に殆どが物の価値と価格の均衡が崩れる場合であるが、それでも「取引の慣行法律状態の錯誤では、等価性は保たれていることが多い。目的物の性状に関する錯誤しかし後者にあっては、等価性は役に立たないし、前者でも、人の同一性の錯誤やでは「等価性」が重要か否かを分かつメルクマールであると主張する。

有無や瑕疵に関する諸規定と見るべきであろう。等価性が意思を解釈するに当たってことを勘案すれば、やはり「意思主義」の基本原則を定めたもの、換言すると意思の本質を衝いたとは言い難い。法律行為の中核を成す意思表示に関する「総則」である「結局、等価性基準は、単に重要かそうでないかよりも遥かに明確ではあるが、まだ

(九五条但書)。

錯誤が意思の有無、詐欺・強迫が意思の瑕疵を定める。重要な因子であることは、言うまでもない。繰り返しになるが、心裡留保・虚偽表示・

はり九五条の濫用は慎むべき、と考えられる例を挙げて締め括りとしたい。 最後に、等価性基準が最もよく妥当する「目的物についての錯誤」であっても、や

 近年の車の増加は、当然交通事故の増加もたらし、示談をめぐる法律問題が脚光を 症」が出てくることが多い。
 近年の車の増加は、当然交通事故の増加もたらし、示談をめぐる法律問題が脚光を 症」が出てくることが多い。

と契約したはずだ」と反撃することになる。ものとは分からなかった」と錯誤を主張し、加害者は「『今後一切請求いたしません』ものとは分からなかった」と錯誤を主張し、加害者は「『今後一切請求いたしません』そうなった場合に、被害者は「示談契約を締結した時点では、傷害がこんなに重い

があったとは主張できないのである。従って、示談は有効である。 和解契約は真実を変更する力を持つので、後になって「真実に反する」、つまり錯誤 でとしても、示談額を上廻る損害については、事後に請求しえない」と判示する。 談当時にそれ以上の損害が存在したとしても、あるいは、それ以上の損害が事後に生 の支払をうけることができない。最高裁も、示談を和解と見なし、「被害者は、示 があったとは主張することができない。最高裁も、示談を和解と見なし、「被害者は、示 をは、一定額 があったとは主張できないのである。従って、示談は有効である。

判決を、上記判決と略す)。

| 判決を、上記判決と略す)。
| 一切のである(以後、この最高裁するものとはいえない」と、和解の効力に制限を設けたのである(以後、この最高数についてまで、賠償請求権を放棄した趣旨と解するのは、当事者の合理的意思に合致て、その当時予想できなかった不測の再手術や後遺症がその後発生した場合その損害た損害賠償請求権は、示談当時予想していた損害についてのもののみと解すべきであった損害賠償請求権は、示談当時予想していた損害についてのもののみと解すべきであった損害賠償請求権は、示談当時予想の再についた損害の危険をすべて被害者に押しつけるしかしそれでは、医学的予測の難しい人身損害の危険をすべて被害者に押しつける

である。

を保証の出た場合の被害者の救済の理論構成については、上記判決を保証のはずであったが、その後も下級審は最高裁と同じ「別損害説」を採るもの、「錯誤説」を採るもの、例文あるいは真意がないとする「不成立説」、更には「解の、「錯誤説」を採るもの、例文あるいは真意がないとする「不成立説」、更には「解る。しかも、被害者は別個の二つの損害を受けたのではない。損害説」を採るもの、と一向にまとまる気配がない。の和解の説明と、後段の改めて請求できるという結論が、水と油のように分離していの和解の説明と、後段の改めて請求できるという結論が、水と油のように分離している。しかも、被害者は別個の二つの損害を受けたのではない。損害は一個なのだが、の和解の説明と、後段の改めて請求できるという結論が、水と油のように分離している。しかも、被害者は別個の二つの損害を受けたのではない。損害は一個なのだが、る。しかも、被害者は別個の二つの損害を受けたのではない。損害は一個なのだが、の和解の説明と、後段の改めて請求できるという結論が、水と油のように、関するという結論が、水と油のように、対している。

体的な各則によって救済されるべきだと言うに過ぎない。 極力、抽象的な総則に頼らず、債務不履行や売主の瑕疵担保責任など、基準がより具大ていの場合、重大な損害でも甘受しなければならないのかと言えば、そうではない。大ていの場合、重大な損害でも甘受しなければならないのかと言えば、そうではないと取表示には最初から意味(効力)がない、という「無効」は、限定的に解釈しないと取表の立場は、意思表示があったという外見にも拘わらず、誰が主張しなくともその

ここでは「和解」―の規定によって救済すべしとなる。 示談した時点で双方に効果意思が存するので、錯誤の適用はない。そうすると各則―ところが、交通事故の後遺症の場合だけは、私の立場がまずいことになってくる。

錯誤を救済することはできない。

・は関係のいかんを問わずあらたに合意された確定的法関係への昇華を招来するものの法関係のいかんを問わずあらたに合意された確定的法関係への昇華を招来するものを表えるかぎり、錯誤の存在はそもそも予定されている。真実の法関係はそうでないと考えるかぎり、錯誤の存在はそもそも予定されている。真実の法関係はそうでないの法関係のいかんを問わずあらたに合意された確定的法関係への昇華を招来するものの法関係のいかんを問わずあらたに合意された確定的法関係への昇華を招来するものの法関係のいかんを問わずあらたに合意された確定的法関係への昇華を招来するものの法関係のいかんを問わずあらたに合意された確定的法関係への昇華を招来するものの法関係のいかんを問わずあらたに合意された確定的法関係への昇華を招来するものの法関係のいかんを問わずあらたに合意された確定的法関係へが対している。

の条件が整うのである。

の条件が整うのである。

、大九五条に定める「其間に存する争を止むることを約する」という要件に当ていても、まだ何らの請求もしていない。意思が外部に表示されない限り、加害者のはまらないからである。被害者は不法行為に対する損害賠償請求権の発生を認識はしまらないからである。被害者は不法行為に対する損害賠償請求権の発生を認識はしていても、まだ何らの請求もしていない。意思が外部に表示されない限り、加害者の条件が整うのである。

ない無名契約、強いて言えば「無名の債務免除契約」だと考える。(従って、示談は和解ではなく、和解類似の無名契約でもない。私は、和解に類似し(※)

用する限り、「そういう条件が付くのは、全く予想外」とはならないはずである。のが被害者の意思に合致する解釈だと思われる。加害者にしても「通常人標準」を適せれる。そういう実状を勘案する時、「以後一切請求は致しません」との条項は、「症想であるところ、前述のようなもろもろの事情から早期に損害額についての合意が成想であるところ、前述のようなもろもろの事情から早期に損害額についての合意が成想であるところ、前述のようなもろもろの事情から早期に損害額についての合意が成想である。

み、示談金額の改定(上乗せ)が妥当ということになるのである。
効果意思があったので、示談は有効である。故に、予想できなかった部分についてのをして何度も言うように、示談の時に分かっていた範囲の損害については、双方に

註

- (26) 川井、注釈 (三) 二〇六頁
- (27) 大判大二年三月八日―法律[学説・判例]評論全集第二巻民法一六一頁。
- (2) 最判昭四三年三月一五日—民集二二巻三号五八七、五八八—九頁。

(29) 同上、六〇四頁。

しかし、「和解をもって、従来の争われる法関係を確定するものとし、それが従来

- 大阪高判昭四四年一○月二八日─判夕二四一号(一九七○年二月)九八頁。
- 楠本安雄、「示談と事情変更」判タ二一二号一八四頁。
- 参照、乾昭三、民法の判例第二版(ジュリスト増刊、有斐閣、一九七一)二〇〇頁。
- 田邨正義、判タ二三三三号(一九六八年八月)八二頁。

 $\widehat{33}$ $\widehat{32}$ $\widehat{31}$ $\widehat{30}$

- 三)二一七頁。 三型公之、「和解―その基礎と内容―」契約法大系V特殊の契約(一)(有斐閣、一九六(3) 高梨公之、「和解―その基礎と内容―」契約法大系V特殊の契約(一)(有斐閣、一九六
- 続の一環として、加害者側より提案されることが多く、被害者側にどれだけ損害賠償確「そもそも示談は、加害者が刑事責任の軽減を図る手段として、または保険金受領の手

定の意思が存在したか、疑わしい」。乾、前掲一九八頁。

35

- たところで機能的な差はなにもないことになる」高梨、前掲二〇八頁註(三)。めることになる場合が多いのではないか。そうとすれば、これを和解でないといってみ(36)「和解類似の無名契約と説く場合は、合意の一般理論にしたがい、結局和解の効力を認
- すぎない」事実を認定したが、他の示談も大同小異と思われる。 一(保険金で)損害が賄いえないときはさらに…交渉することを留保して…調印したに口を求め、(被害者)としても早急に保険金の支給を得る必要に迫られていたので、万印を求め、(被害者)としても早急に保険金の支給を得る必要に迫られていたので、万印を求め、(被害者)としても早急に保険金の支給を得る必要に迫られていたので、万印を消して、さしあたり…調は、一個の第一番は、加害者側は事故直後に被害者を見舞い、「万一傷害が予想ど
- 談」は、和解ではない。である。だとすると、被害者の意思が留保付あるいは暫定的と解される「交通事故の示である。だとすると、被害者の意思が留保付あるいは暫定的と解される「交通事故の示ても「これによってあらたな確定を生じさせようという双方の合意が」あるかどうか、高梨によれば、和解か否かのメルクマールは、当事者に、たとえ真実と違っているとし

38